政令第二百二十五号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第七十四条中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六　雇用管理の改善に関すること（雇用管理の改善に関する政策の企画及び立案に係る基礎的な調査に関すること並びに人材開発統括官及び他課の所掌に属するものを除く。）。

七　職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者に関する相談援助その他の措置に関すること。

第七十八条第二号中「。第八十条第三号において「請負労働者」という」を削る。

第八十条第三号を次のように改める。

三　建設労働者及び港湾労働者の雇用管理の改善に関すること。

第八十条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十号中「、介護労働者」を削り、同号を同条第九号とする。

附　則

この政令は、令和五年七月四日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　岸田　文雄

経済産業省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百二十六号

経済産業省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第五十七条中第十一号を第十五号とし、第十号を第十四号とし、同条第九号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第十号とし、同号の次に次の三号を加える。

十一　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の組織及び運営一般に関すること。

十二　国立研究開発法人産業技術総合研究所の組織及び運営一般に関すること。

十三　独立行政法人製品評価技術基盤機構の組織及び運営一般に関すること。

第五十七条第八号の次に次の一号を加える。

九　鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びに企業化の促進に必要な施設及び設備の整備に関すること。

第五十九条第六号から第十号までを削る。

第六十条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第九十二条に次の一号を加える。

五　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の施行に関すること（同法第二条第二項に規定する特定事業者（同項第四十四号に掲げる者に限る。）のうち同法第二十二条第一項第十四号に規定する業務を行う者に関することに限る。）。

第百七条第一号中「こと」の下に「（資源・燃料部の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百八条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　資源・燃料部の所掌に係る資源を原材料として製造される水素及びアンモニアの輸出、輸入及び生産の増進、改善及び調整に関すること（製造産業局の所掌に属するものを除く。）。

第百十三条中「四課」を「五課」に、「新エネルギー課」を「新エネルギー課　水素・アンモニア課」に改める。

第百十七条第一号中「こと」の下に「（資源・燃料部及び水素・アンモニア課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百二十二条を削る。

第百二十一条（見出しを含む。）中「石油精製備蓄課」を「燃料供給基盤整備課」に改め、同条第二号中「（液化石油ガスを除く。次号及び第四号において同じ。）」を削り、同条第三号及び第四号中「石油流通課」を「燃料環境適合利用推進課」に改め、同条第五号中「（石油製品の生産及び輸入に関することに限る。）」を削り、同号を同条第九号とし、同条第四号の次に次の四号を加える。

五　石油及び可燃性天然ガス並びに石油製品及び可燃性天然ガス製品の流通に関すること。

六　石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関すること。

七　第百八条第四号及び第六号に掲げる事務であって、石油製品に類するものに関するものに関すること。

八　液化石油ガスの取引の適正化に関すること。

第百二十一条を第百二十二条とする。

第百二十条（見出しを含む。）中「石油・天然ガス課」を「資源開発課」に改め、同条第一号中「石油」の下に「及び可燃性天然ガス」を、「こと」の下に「（燃料環境適合利用推進課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第二号中「石油」の下に「及び可燃性天然ガス」を加え、同条第三号中「石油」の下に「及び可燃性天然ガス並びに可燃性天然ガス製品」を加え、同条第四号を次のように改める。

四　資源・燃料部の所掌に係る資源を原材料として製造される水素及びアンモニアの輸出、輸入及び生産の増進、改善及び調整に関すること（製造産業局の所掌に属するものを除く。）。

第百二十条第五号中「石炭課」を「鉱物資源課」に改め、同条を第百二十条とする。

第百十九条第五号中「石炭課」を「鉱物資源課」に改め、同条を第百二十条とする。

「石油・天然ガス課
石油精製備蓄課
石油流通課
石炭課
鉱物資源課」を「資源開発課
燃料供給基盤整備課
鉱物資源課
燃料環境適合利用推進課」に改め、

第百十八条中「六課」を「五課」に、

同条を第百十九条とし、第百十七条の次に次の一条を加える。

（水素・アンモニア課の所掌事務）

第百十八条　水素・アンモニア課は、新エネルギーとしての水素及びアンモニアの輸出、輸入、生産、流通及び消費に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務（資源・燃料部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第百二十三条（見出しを含む。）中「石炭課」を「鉱物資源課」に改め、同条第一号及び第二号中「こと」の下に「（燃料環境適合利用推進課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第四号を次のように改める。

四　鉱物（石炭及び亜炭を除く。）及びこれに類するもの並びにこれらの製品の安定的かつ効率的な供給の確保に関すること（電力・ガス事業部並びに資源開発課及び燃料供給基盤整備課の所掌に属するものを除く。）。